人権侵犯被害申告シート



(地方)法務局

支局提出

※明らかにしたくないこと、分からないことについては、 記入しないまま提出して差し支えありません。

①申告をしようとする人(申告者)に関する事項

SUN SHUBIN (孫 樹斌 ソン ジュヒン) 年齢 47

住所

いつ

東京都江東区北砂5丁目20番10-609

080-4658-1518 電話番号



人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

②申告したい行為の内容

2021年12月06日、2022年1月19日

どこで 東京地方裁判所

被害を受けた人

■申告者本人

□申告者以外

•氏名 年齢

•住所 *雷話番号

・申告者との関係

相手方

氏名 伊藤 由紀子(いとう ゆきこ)、佐藤 卓(さとう たく) •年齢

•住所 •電話番号

・申告者や被害者との関係 東京地方裁判所(第33部)裁判官

(分かる範囲でお書きください)

どのようなことをされましたか、また、どのような被害を受けましたか

事件経緯 (概要)

- 裁判所法廷に 録音・録画を禁止されています。けれども 裁判官は 調査・判決の時 違法者 へ支援して 被害者の人権に再度侵害しています。東京地方裁判所第33部の2回裁判は 第11条、第14条、第76条、「民事訴訟法」第2条に抵触する、訴追請求状を提出すること。
- (2) 今回事件審理の前提は 社員地位なので 東京地方裁判所第9部から 労働審判の東京地方裁判所 第33部に移行した。けれども(いままで)2回の審理は(労働審判関連の調査・証拠確認などについて) なにもやらない。質問などはすべて会社へ有利になった。「民事訴訟法」により 東京地方裁判所第33 部の裁判官は中立、公平、公正ではない。

(3) \	、権擁護機関の	関与を求め	る理由(選	択してください)

- □相手方に対し、人権侵害行為をやめるよう注意してほしい
- 口相手方との話合いを仲介してほしい
- 口被害を回復する方法等について助言してもらいたい
- □専門に取り扱っている機関を教えてほしい
- ■その他(具体的にお書きください)

日本国憲法と関連法律により 事件経緯を調査して 公文書で 中華人民共和国駐日本大使館領事部と被害 者に提出してください。違法者を検察庁に通報し、書類送検・公開審判すること。

④そのほかに人権擁護機関に伝えたいことがあればお書きください